平成２９年（フ）第１８２６号
東京都世田谷区赤堤２丁目15番14号
破産者　株式会社ジーゲスクランツ
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８２７号
東京都世田谷区赤堤２丁目15―14
破産者　濱田登志子
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９０２号
東京都中野区鷺宮２丁目15－２
破産者　高橋　英彦
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９６２号
東京都練馬区中村北４丁目22―14―101
破産者　遠田　　潤
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０８４号
東京都府中市四谷４丁目47―14―108、開始決定時の住所東京都国分寺市東元町３丁目30－７－101
破産者　豊原　良治
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２２３号
東京都品川区大井１丁目53－９　第１柳ビル205
破産者　荻原　良仁
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２５８号
東京都世田谷区深沢６丁目30番22号　セボン深沢101
破産者　株式会社ディールファクトリー
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２５９号
東京都世田谷区深沢６丁目30番22号　セボン深沢101
破産者　株式会社イーコム
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２６１号
東京都豊島区北大塚２丁目23－１　サンヴェール吉田403、開始決定時の住所東京都豊島区南大塚３－11－７　スカイコート新大塚401天雨方
破産者　會田　希文
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２７６号
東京都目黒区下目黒３丁目７番10号
破産者　株式会社ポルケ
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２８５号
東京都北区赤羽北１丁目14―11―505
破産者　石坂　　孝
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３３８号
東京都品川区東五反田１丁目23－２－401
破産者　遠藤　　亨
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３８８号
東京都調布市緑ケ丘２丁目12―37
破産者　坂田　澄江
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４９９号
東京都墨田区東向島１丁目２－７
破産者　小林　大樹
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７２６号
東京都板橋区小豆沢１丁目10―15―303
破産者　茅納　悠子（旧姓若杉）
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７８８号
東京都世田谷区桜３丁目19―24―105
破産者　山科　容子
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８８６号
千葉県松戸市稔台1080番地
破産者　株式会社星光
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８８７号
東京都足立区南花畑３丁目31－４
破産者　星野　亨市
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２０３号
東京都練馬区関町北５丁目19番32号　ファミールシティ武蔵関Ⅲ―514
破産者　有限会社創永冷熱工業
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２０４号
埼玉県入間市東町５丁目２番６号１
破産者　米田　員也
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２５４号
東京都荒川区南千住７－31－３　南千住７丁目ハイツ111号、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区南千住７丁目31番３号　南千住ハイツ111号
破産者　株式会社ＪＳＫコーポレーション
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部